

筆界特定制度等の利用のための相談所開設について

大阪弁護士会・大阪土地家屋調査士会から派遣された相談員（弁護士及び土地家屋調査士）が、**筆界特定制度**や**土地家屋調査士会ADR**、その他の紛争解決手段について、それぞれの内容、効果、費用等を説明するなど、相談内容に応じた適切な機関の紹介や案内をするための「振分相談所」を無料で開設しています。

日 時 毎週 火・木曜日 午後1時00分～午後4時00分
受付場所 筆界特定登記官室（3階）

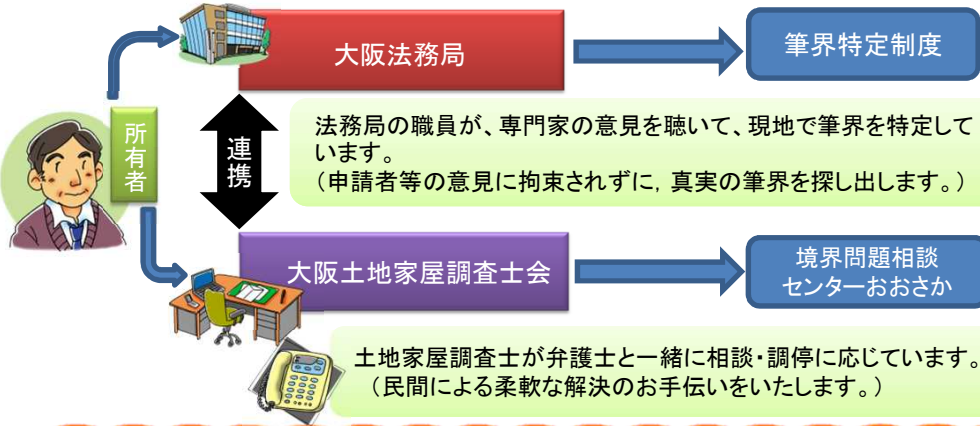
相談は**完全予約制**となっておりますので、電話でご予約の上、お越しくくださるようお願いいたします。なお、当日の相談枠に空きがある場合に限り、午後2時50分まで受付ています。

予約のお問合せは、電話 06-6942-1494 まで

※相談に際してお聞きした氏名、住所、電話番号等の個人情報及び相談内容等についての秘密は厳守します。

境界問題でお困りの方へ

① 境界問題で困ったときは...



② どこが違うの？



- 筆界特定制度は、

筆界(一筆の土地が登記されたときの土地の境)を明らかにします。

- * 所有権に関する問題は対象にしません。

- 境界問題相談センターおおさかは、

境界問題全般を対象とします。

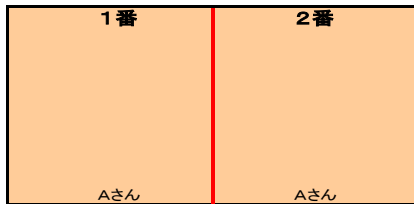
- * 相手方の応諾がないと手続きを進めることができません。



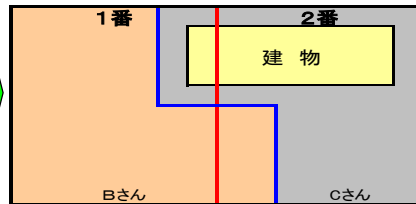
(参考)

筆界？所有権界？

(昔)

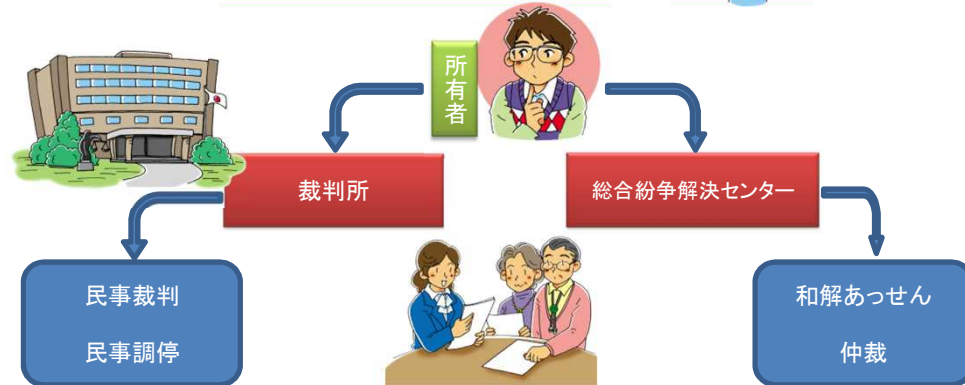


(今)



- 筆界...筆界の位置は、売買・交換等で自動的に移動することはありません。
- 所有権界...所有権界の位置は、売買・交換等で移動することがあります。
(筆界と所有権界の位置が異なる場合があります。)

③ 他の解決方法



* 筆界特定制度についてのお問い合わせは
大阪法務局 電話 06(6942)1494

* 境界問題相談センターおおさかへのお問い合わせは
電話 06(6942)8750